

西東京市一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

令和4年3月



西東京市

目次

第1章 一般廃棄物処理基本計画.....	1
第1節 基本的事項.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ.....	2
3 計画の目標年次.....	3
第2節 ごみ・資源の処理状況.....	4
1 ごみ処理フロー.....	4
2 ごみ排出量の実績.....	5
3 ごみ排出量原単位の実績.....	5
4 資源化量の実績.....	6
第3節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定.....	7
1 目標の設定.....	7
2 目標達成のための施策を実施した場合のごみ量推計（目標推計）.....	7
第4節 ごみ処理基本計画.....	16
1 ごみ処理の基本方針.....	16
2 基本目標達成のための各主体の役割.....	17
3 発生抑制・資源化計画.....	19
4 収集・運搬計画.....	24
5 中間処理計画.....	25
6 最終処分計画.....	25
7 その他の計画.....	26
第2章 生活排水処理基本計画.....	28
第1節 生活排水処理の体系.....	28
1 生活排水処理フロー.....	28
2 生活排水の現状.....	29
第2節 生活排水処理量の推計.....	31
第3節 生活排水の適正処理計画.....	32
1 基本方針.....	32
2 目標年次.....	32
3 計画目標.....	32
4 収集・運搬計画.....	32
5 中間処理計画.....	32

第1章 一般廃棄物処理基本計画

第1節 基本的事項

1 計画策定の趣旨

西東京市（以下、「本市」という。）では平成25年度に、令和5年度を計画目標年次とした「第2次基本構想・基本計画」（以下、「基本構想」という。）を策定し、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念に掲げています。令和元年度には「西東京市第2次総合計画・後期基本計画（西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略）」を策定し、基本構想で掲げた基本理念の達成に向け、「循環型社会の構築」等に関する施策の実施により、「環境にやさしいまちづくり」を目指すこととしています。また同年度には「西東京市第2次環境基本計画 後期計画」を策定し、「良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」ために環境保全の取り組みを進めています。

廃棄物の処理に関しては、本市は平成19年3月に「西東京市一般廃棄物処理基本計画」を策定、平成24年3月に第2期、平成29年3月に第3期として改定（以下、「前回計画」という。）し、これを指針としてごみの発生抑制、資源化、適正処理を推進してきました。

平成29年3月の改定から5年が経過し、この間に国では、平成30年度に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画では環境的側面として、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた、「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取り組み等を引き続き中核としています。また、環境的側面とともに向上させていくべき経済的・社会的側面として、持続可能な開発目標（SDGs）に係る取り組みや、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」取り組み、さらには近年頻発する大規模災害に伴う災害廃棄物処理に係る取り組みの推進を掲げています。

また、令和元年5月には「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和3年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されました。さらに、令和元年10月に施行した「食品ロス削減の推進に関する法律」に基づき、令和2年3月には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

これらを受けて東京都では、令和元年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」、及び令和3年3月に改定した「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」において、重点対策が必要な分野としてプラスチック対策や食品ロス対策を挙げ、「プラスチック削減プログラム」及び「東京都食品ロス削減推進計画」をそれぞれ策定しました。

このように、廃棄物及び資源物を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化しており、柔軟な対応が求められています。

今回策定する「西東京市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）は、令和4年度～令和18年度の計画であり、「西東京市第2次総合計画・後期基本計画」や「西東京市第2次環境基本計画 後期計画」に掲げる基本理念を実現するために、循環型社会の形成を目指し、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の処理について、市民・事業者・行政が連携し協働する取り組みを総合的、計画的に実践するための指針として、廃棄物処理法第6条に基づき策定するものです。

2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画の位置付けを図1に示します。

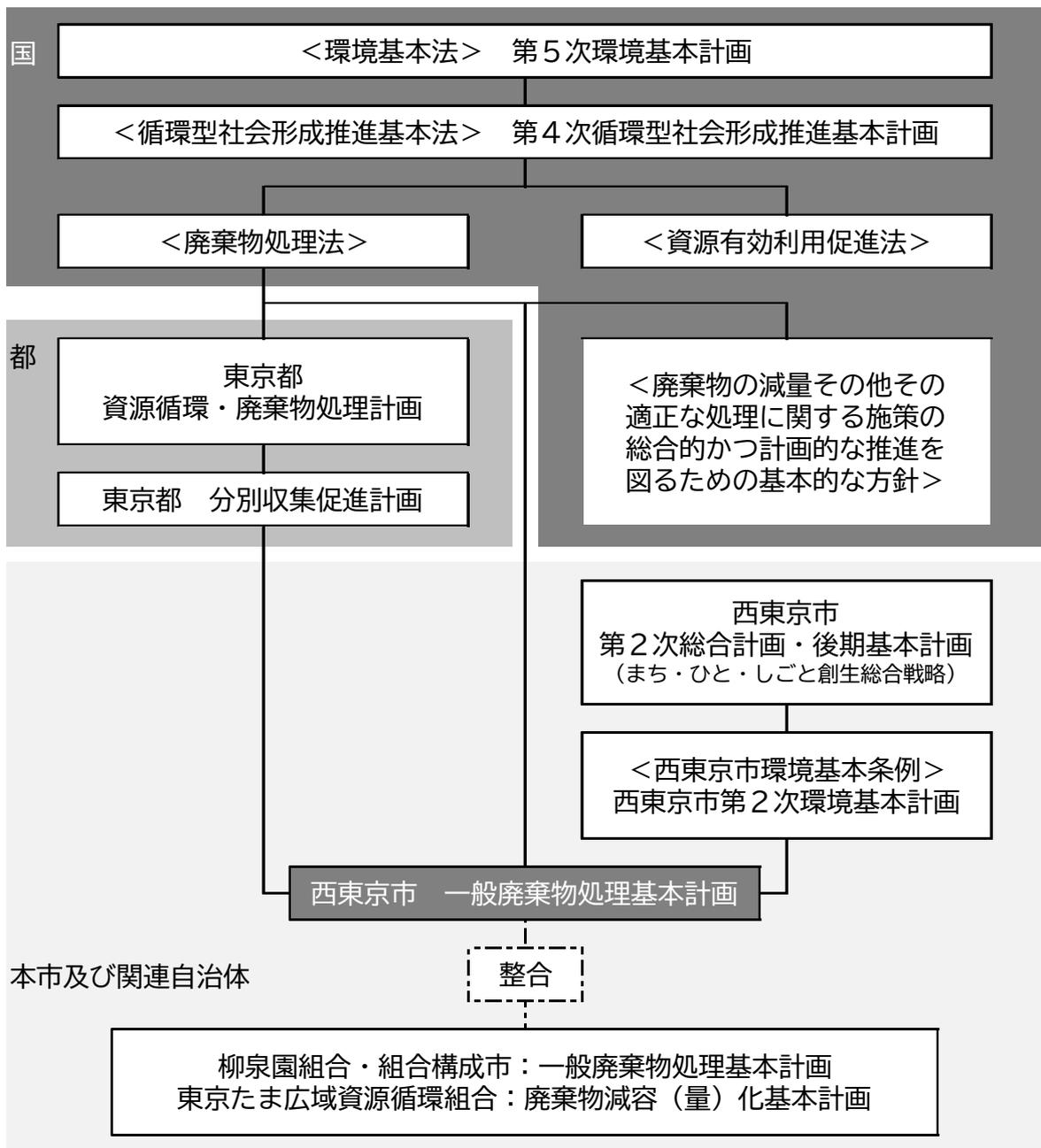


図1 計画の位置付け

3 計画の目標年次

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間とします。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行います。

また、計画の推進を図るため、各分野の状況の把握及びその効果等についての検討を定期的に行い、必要に応じて新たな対策を講じ、市民にも広く公表します。

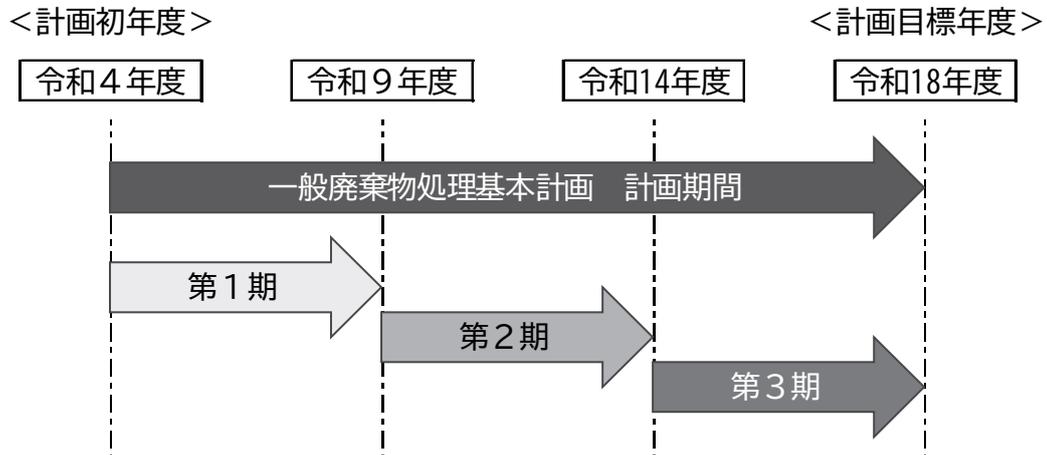


図 2 計画の目標年度

第2節 ごみ・資源の処理状況

1 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図3に示します。

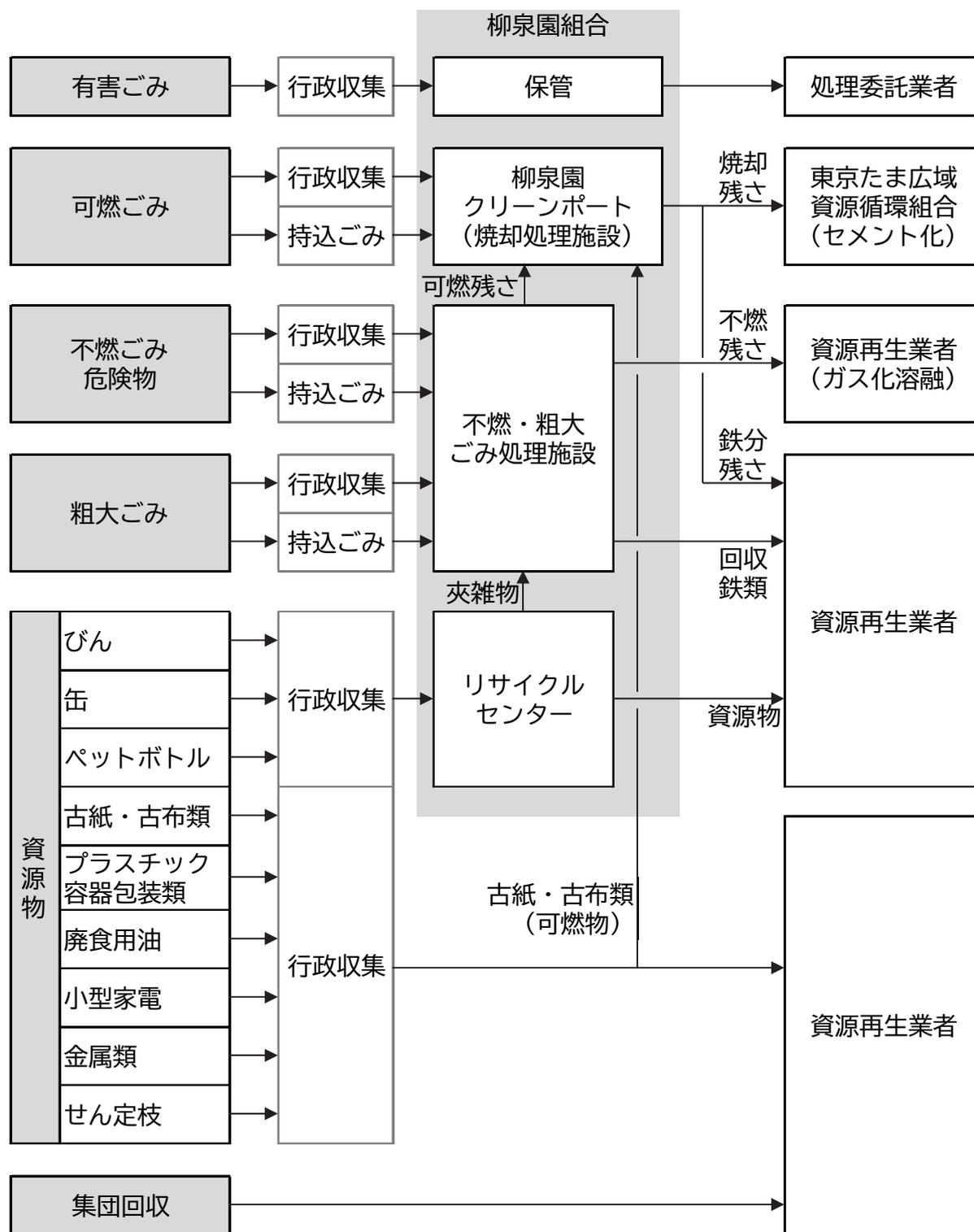


図3 ごみ処理フロー

2 ごみ排出量の実績

本市のごみ排出量実績を図4に示します。

ごみ排出量及び行政回収の資源物量は、平成25年度をピークに、平成28年度から令和元年度にかけては横ばい傾向となっていました。令和2年度には増加に転じており、新型コロナウイルスの影響によるものと考えられます。集団回収は一貫して減少傾向にあります。

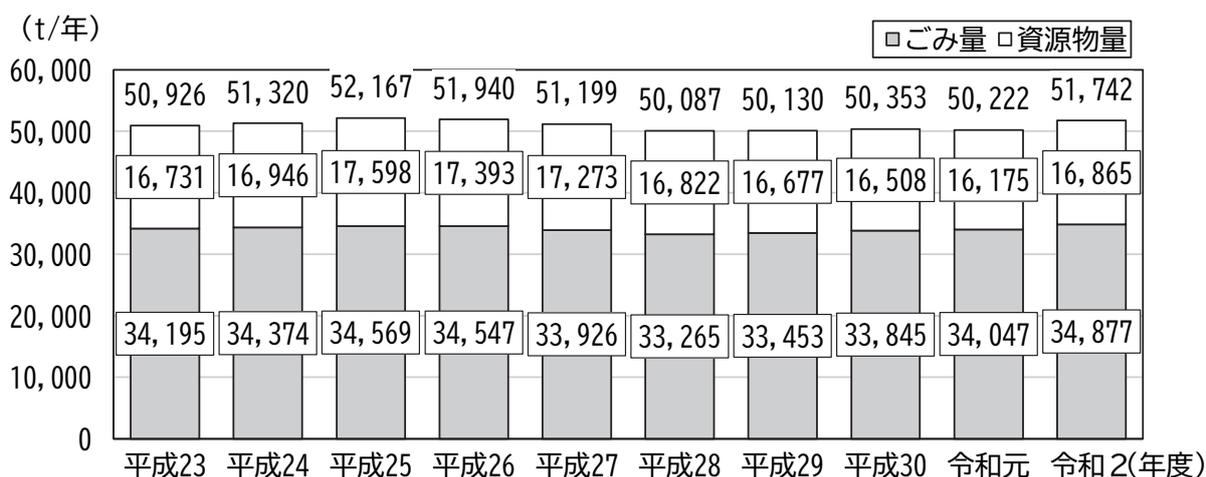


図4 ごみ排出量の実績

3 ごみ排出量原単位の実績

本市のごみ排出量原単位実績を図5に示します。

ごみ総排出量原単位は、平成25年度をピークに、平成26年度から令和元年度にかけて減少傾向にありましたが、令和2年度には増加に転じています。

家庭系ごみ（行政回収）排出量原単位は、平成30年度までは減少傾向にありますが、令和元年度から増加となっており、特に可燃ごみ及び粗大ごみが増えています。新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式に大きな変化があったことによるものと考えられます。

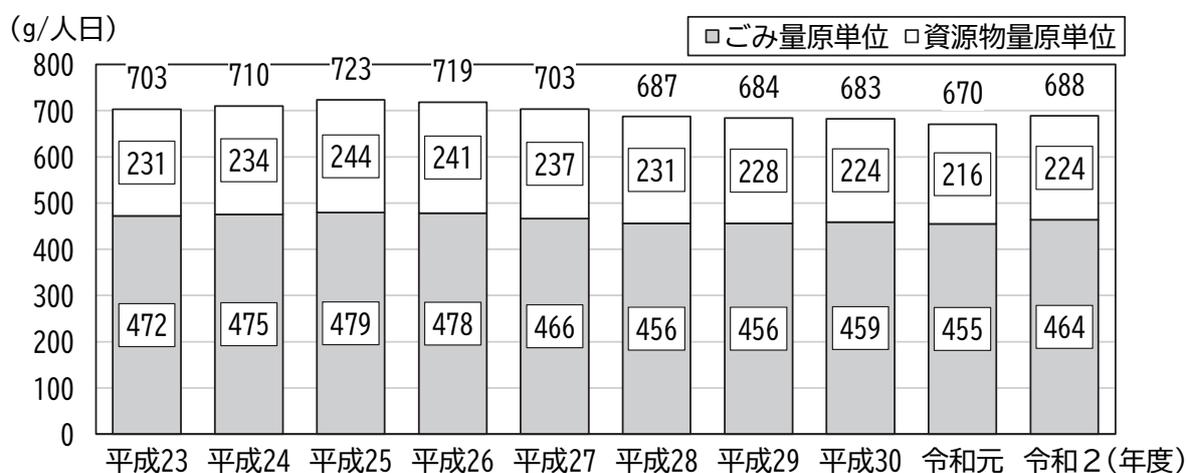


図5 排出量原単位の実績

4 資源化量の実績

本市における資源化量の実績を図 6 に示します。

本市で回収された資源物は、柳泉園組合へ搬入、または民間業者へ直接搬入された後、資源化されます。また、柳泉園組合の各処理施設から発生する残さ等についても、可燃残さはエコセメント化、不燃残さは固形燃料（RPF）化（平成 28 年度まで）やガス化溶融によるスラグ、メタル化（平成 29 年度から）等により資源化を行っています。

資源化量は、平成 25 年度をピークに減少傾向となっていました。令和元年度からは、粗大ごみ等の発生量増加に伴って増加に転じています。

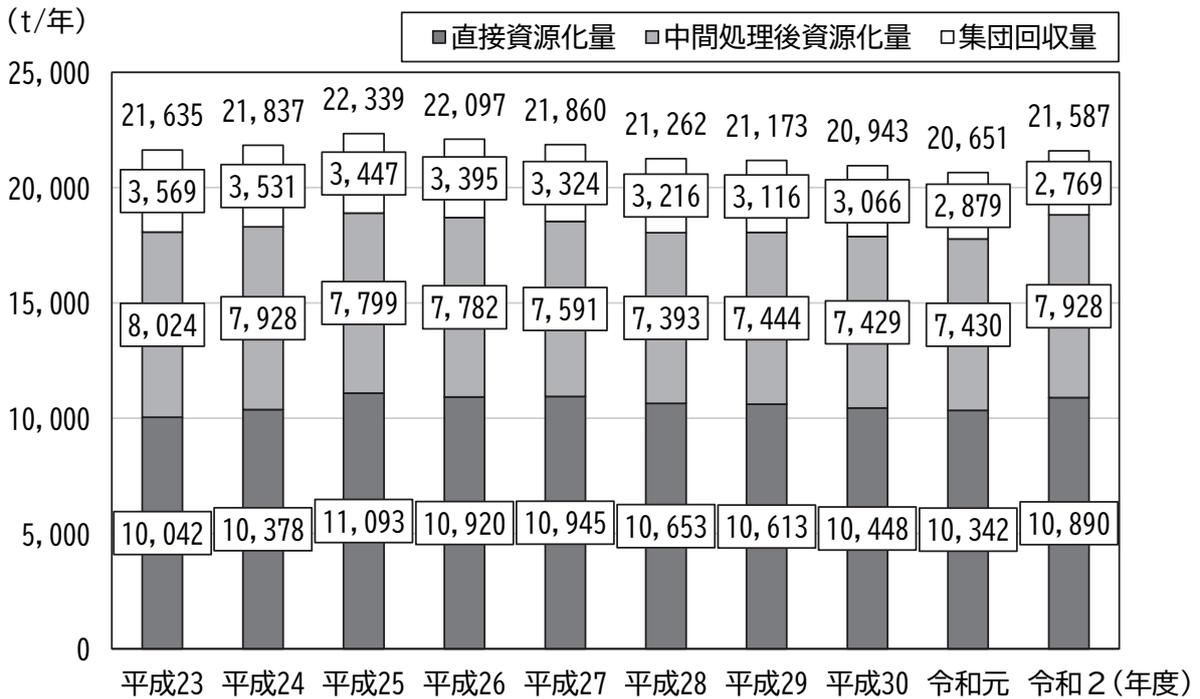


図 6 資源化量の実績

第3節 ごみ排出量の推計及び目標値の設定

1 目標の設定

本計画の目標指標及び目標値を表1に示します。

なお、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うことから、社会・経済情勢の変化や技術革新、また国・東京都における方針や法律・制度の変更等、諸条件に変動があった場合には、必要に応じて目標を見直すこととします。

表1 本計画の目標指標及び目標値

指標No. ※4	目標指標	単位	目標年度	実績値 ※5	目標値 ※6	削減量
①	ごみ排出量 ※1	t/年	令和 18年度	34,877	31,421	約3,456t削減 約10%削減
⑤	家庭ごみ 原単位 ※2	g/人日	令和 18年度	381	330	約51g削減 約13%削減
⑧	焼却残さ量 ※3	t/年	令和 7年度	4,122	3,844	約278t削減 約7%削減

※1 ごみ排出量=家庭系ごみ(行政回収)量+持込ごみ量(資源を除く)

※2 家庭ごみ原単位=家庭系ごみ(行政回収)原単位(持込ごみ、資源を除く)

※3 焼却残さ量=エコセメント化量

※4 指標No.は、推計結果の表における指標の番号を表します。

※5 実績値は、令和2年度における実績値を表します。

※6 目標値は、各目標年度における目標値を表します。

2 目標達成のための施策を実施した場合のごみ量推計(目標推計)

(1) 目標達成のための減量化・資源化施策

ごみ量の推計にあたっては、以下の施策について検討します。

生ごみの減量推進(減量化)

家庭における生ごみの水切りや生ごみそのものの減量を推進し、家庭系ごみ(行政回収)の可燃ごみに含まれる生ごみを令和7年度までに20%減量します。

食品ロスの削減啓発(減量化)

食品ロスの削減を啓発することにより、家庭系ごみ(行政回収)の可燃ごみに含まれる食品ロスを令和7年度までに15%減量します。

資源物の分別徹底(資源化)

資源物の適正な分別を啓発することにより、家庭系ごみ(行政回収)の可燃ごみ、及び不燃ごみに含まれる古紙・古布類、及びプラスチック容器包装類の適正排出を、令和18年度までにそれぞれ10%増加させます。

事業系食品廃棄物の資源化推進(減量化・資源化)

事業者に対して、食品廃棄物をバイオマス利用等、別ルートでの回収・資源化を促進することにより、持込ごみの可燃ごみ(事業系ごみ)について、令和7年度までに10%の減量・資源化を図ります。

(2) 推計結果

目標達成のための施策を実施した場合のごみ排出量、ごみ排出量原単位、ごみ処理量、及び資源化の推計結果を表 2～表 5 に示します。

表 2 ごみ排出量の推計結果（目標推計）（1/2）

項目		実績値										推計値		
区分/年度	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
総排出量	t/年	50,926	51,320	52,167	51,940	51,199	50,087	50,130	50,353	50,222	51,742	50,926	50,370	49,938
ごみ量	t/年	34,195	34,374	34,569	34,547	33,926	33,265	33,453	33,845	34,047	34,877	34,355	33,873	33,474
家庭系ごみ （行政回収）	t/年	27,921	27,587	27,338	27,130	26,972	26,459	26,344	26,390	27,072	28,658	27,264	26,805	26,429
可燃ごみ	t/年	24,151	23,913	23,691	23,554	23,327	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183	23,394	22,937	22,551
不燃ごみ	t/年	3,560	3,468	3,453	3,387	3,459	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871	3,537	3,527	3,529
有害ごみ ・危険物	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61	56	56	57
粗大ごみ	t/年	153	153	139	132	132	141	141	153	310	543	277	285	292
持込ごみ	t/年	6,274	6,787	7,231	7,417	6,954	6,806	7,109	7,455	6,975	6,219	7,091	7,068	7,045
可燃ごみ （事業系ごみ）	t/年	6,238	6,753	7,202	7,361	6,895	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047	6,950	6,922	6,894
不燃ごみ	t/年	17	17	11	31	28	30	30	35	32	37	36	36	37
粗大ごみ	t/年	19	17	18	25	31	51	84	102	118	135	105	110	114
資源量	t/年	16,731	16,946	17,598	17,393	17,273	16,822	16,677	16,508	16,175	16,865	16,571	16,497	16,464
行政回収	t/年	13,162	13,415	14,151	13,998	13,949	13,606	13,561	13,442	13,296	14,096	13,776	13,775	13,805
びん類	t/年	1,925	1,860	1,874	1,928	1,873	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852	1,759	1,743	1,731
缶類	t/年	580	564	555	532	506	517	531	529	511	565	526	523	522
ペットボトル	t/年	615	613	629	618	625	634	652	732	741	789	750	759	770
古紙・古布類	t/年	7,205	6,997	7,421	7,245	7,131	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687	6,657	6,637	6,636
プラスチック 容器包装類	t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,360	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777	2,641	2,666	2,696
硬質プラスチック	t/年	9	52	54	54	54	45	47	45	0	0	0	0	0
金属類	t/年	216	432	410	384	396	379	388	392	406	490	437	439	441
非鉄類	t/年	41	53	68	78	77	70	68	68	39	28	46	44	42
小型家電	t/年	-	198	341	367	351	352	345	349	251	224	310	310	309
廃食用油	t/年	49	51	51	50	51	52	50	51	51	51	52	51	51
せん定枝	t/年	176	250	350	350	500	500	600	600	600	600	566	570	574
一次処理 ・生ごみ	t/年	-	-	2	8	25	27	31	32	31	33	32	33	33
集団回収	t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769	2,795	2,722	2,659
紙類	t/年	3,569	3,531	3,145	3,096	3,015	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424	2,453	2,377	2,310
布類	t/年			302	299	309	304	318	334	332	345	342	345	349

■指標

① ごみ排出量 ※1	t/年	34,195	34,374	34,569	34,547	33,926	33,265	33,453	33,845	34,047	34,877	34,355	33,873	33,474
② ごみ総排出量 ※2	t/年	50,926	51,320	52,167	51,940	51,199	50,087	50,130	50,353	50,222	51,742	50,926	50,370	49,938

※1 ごみ排出量=家庭系ごみ（行政回収）量+持込ごみ量（資源量を除く）

※2 ごみ総排出量=家庭系ごみ（行政回収）量+持込ごみ量+資源量

表2 ごみ排出量の推計結果（目標推計）（2/2）

項目		推計値													
区分／年度	単位	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
総排出量	t/年	49,282	48,751	48,590	48,548	48,284	48,139	47,988	47,927	47,646	47,480	47,315	47,264	46,949	
ごみ量	t/年	32,928	32,461	32,373	32,357	32,203	32,122	32,038	32,005	31,837	31,739	31,641	31,612	31,421	
家庭系ごみ （行政回収）	t/年	25,908	25,467	25,373	25,350	25,192	25,106	25,017	24,980	24,808	24,706	24,605	24,572	24,378	
可燃ごみ	t/年	22,047	21,609	21,518	21,488	21,344	21,261	21,179	21,138	20,985	20,891	20,798	20,764	20,594	
不燃ごみ	t/年	3,508	3,499	3,491	3,493	3,474	3,467	3,457	3,456	3,435	3,424	3,413	3,411	3,387	
有害ごみ ・危険物	t/年	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55	
粗大ごみ	t/年	297	303	308	313	318	322	325	330	332	335	338	341	342	
持込ごみ	t/年	7,020	6,994	7,000	7,007	7,011	7,016	7,021	7,025	7,029	7,033	7,036	7,040	7,043	
可燃ごみ （事業系ごみ）	t/年	6,864	6,834	6,837	6,839	6,841	6,842	6,844	6,845	6,846	6,847	6,848	6,849	6,850	
不燃ごみ	t/年	38	39	39	40	40	41	41	42	42	43	43	44	44	
粗大ごみ	t/年	118	121	124	128	130	133	136	138	141	143	145	147	149	
資源量	t/年	16,354	16,290	16,217	16,191	16,081	16,017	15,950	15,922	15,809	15,741	15,674	15,652	15,528	
行政回収	t/年	13,770	13,770	13,761	13,790	13,746	13,739	13,730	13,753	13,700	13,686	13,671	13,694	13,627	
びん類	t/年	1,711	1,695	1,679	1,668	1,648	1,634	1,619	1,608	1,588	1,573	1,559	1,549	1,529	
缶類	t/年	518	516	514	513	509	507	504	503	500	498	495	494	491	
ペットボトル	t/年	776	784	792	801	806	812	818	826	828	834	839	845	847	
古紙・古布類	t/年	6,604	6,589	6,574	6,575	6,544	6,531	6,520	6,521	6,489	6,475	6,462	6,467	6,430	
プラスチック 容器包装類	t/年	2,712	2,736	2,754	2,782	2,793	2,811	2,828	2,852	2,858	2,872	2,885	2,908	2,909	
硬質プラスチック	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金属類	t/年	441	442	442	443	443	443	442	443	442	441	441	442	439	
非鉄類	t/年	41	39	37	35	34	33	31	30	28	27	26	25	24	
小型家電	t/年	307	306	305	305	303	301	300	300	298	297	296	295	293	
廃食用油	t/年	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	50	50	49	
せん定枝	t/年	575	578	579	582	581	582	583	585	583	583	583	584	581	
一次処理 ・生ごみ	t/年	34	34	34	35	34	34	34	34	35	35	35	35	35	
集団回収	t/年	2,584	2,520	2,456	2,401	2,335	2,278	2,220	2,169	2,109	2,055	2,003	1,958	1,901	
紙類	t/年	2,234	2,167	2,101	2,043	1,976	1,917	1,858	1,805	1,744	1,689	1,636	1,589	1,532	
布類	t/年	350	353	355	358	359	361	362	364	365	366	367	369	369	

■指標

① ごみ排出量 ※1	t/年	32,928	32,461	32,373	32,357	32,203	32,122	32,038	32,005	31,837	31,739	31,641	31,612	31,421
② ごみ総排出量 ※2	t/年	49,282	48,751	48,590	48,548	48,284	48,139	47,988	47,927	47,646	47,480	47,315	47,264	46,949

表3 ごみ排出量原単位の推計結果（目標推計）（1/2）

項目		実績値										推計値		
区分/年度	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
人口 (各年度10月1日時点)	人	197,973	198,081	197,607	198,026	198,869	199,698	200,817	202,115	204,658	205,907	205,886	205,865	205,844
総排出量原単位	g/人日	703	710	723	719	703	687	684	683	670	688	678	670	663
ごみ量原単位	g/人日	472	475	479	478	466	456	456	459	455	464	457	451	444
家庭系ごみ (行政回収)	g/人日	385	382	379	375	371	363	359	358	361	381	363	357	351
可燃ごみ	g/人日	333	331	328	326	320	315	310	309	311	322	311	305	299
不燃ごみ	g/人日	49	48	48	47	48	45	47	46	46	52	47	47	47
有害ごみ ・危険物	g/人日	0.8	0.7	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
粗大ごみ	g/人日	2.1	2.1	1.9	1.8	1.8	1.9	1.9	2.1	4.1	7.2	3.7	3.8	3.9
持込ごみ	g/人日	87	94	100	103	96	93	97	101	93	83	94	94	94
可燃ごみ (事業系ごみ)	g/人日	86	93	100	102	95	92	95	99	91	80	92	92	92
不燃ごみ	g/人日	0.2	0.2	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5
粗大ごみ	g/人日	0.3	0.2	0.3	0.4	0.4	0.7	1.2	1.4	1.6	1.8	1.4	1.5	1.5
資源量原単位	g/人日	231	234	244	241	237	231	228	224	216	224	221	220	219
行政回収	g/人日	182	186	196	194	192	187	185	182	177	188	183	183	183
びん類	g/人日	27	26	26	27	26	25	24	23	23	25	23	23	23
缶類	g/人日	8.0	7.8	7.7	7.4	7.0	7.1	7.2	7.2	6.8	7.5	7.0	7.0	6.9
ペットボトル	g/人日	8.5	8.5	8.7	8.6	8.6	8.7	8.9	9.9	9.9	10.5	10.0	10.1	10.2
古紙・古布類	g/人日	99	97	103	100	98	93	91	87	85	89	89	88	88
プラスチック 容器包装類	g/人日	32	32	33	33	32	33	33	34	35	37	35	35	36
硬質プラスチック	g/人日	0.1	0.7	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属類	g/人日	3.0	6.0	5.7	5.3	5.4	5.2	5.3	5.3	5.4	6.5	5.8	5.8	5.9
非鉄類	g/人日	0.6	0.7	0.9	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.5	0.4	0.6	0.6	0.6
小型家電	g/人日	-	2.7	4.7	5.1	4.8	4.8	4.7	4.7	3.4	3.0	4.1	4.1	4.1
廃食用油	g/人日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
せん定枝	g/人日	2.4	3.5	4.9	4.8	6.9	6.9	8.2	8.1	8.0	8.0	7.5	7.6	7.6
一次処理 ・生ごみ	g/人日	-	-	0.0	0.1	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
集団回収	g/人日	49	49	48	47	46	44	43	42	38	37	37	36	35
紙類	g/人日	49	49	44	43	41	40	38	37	34	32	33	32	31
布類	g/人日			4.2	4.1	4.3	4.2	4.3	4.5	4.4	4.6	4.6	4.6	4.6

※端数調整により合計が合わない場合があります。

■指標

③ ごみ・資源原単位 ※1	g/人日	567	567	575	569	562	550	544	540	539	569	546	540	534
④ ごみ総排出量原単位 ※2	g/人日	703	710	723	719	703	687	684	683	670	688	678	670	663
⑤ 家庭ごみ原単位 ※3	g/人日	385	382	379	375	371	363	359	358	361	381	363	357	351
⑥ 家庭系ごみ原単位 ※4	g/人日	386	382	379	376	371	364	361	360	363	384	365	359	353

※1 ごみ・資源原単位=家庭系ごみ（行政回収）原単位+資源（行政回収）原単位
（持込ごみ原単位、資源（集団回収）原単位を除く）

※2 ごみ総排出量原単位=家庭系ごみ（行政回収）原単位+持込ごみ原単位+資源量原単位

※3 家庭ごみ原単位=家庭系ごみ（行政回収）原単位（持込ごみ原単位、資源量原単位を除く）

※4 家庭系ごみ原単位=家庭系ごみ（行政回収）原単位+持込ごみ（家庭系）原単位
（持込ごみ（事業系）原単位、資源量原単位を除く）

表3 ごみ排出量原単位の推計結果（目標推計）（2/2）

項目		推計値													
区分/年度	単位	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
人口 (各年度10月1日時点)	人	205,823	205,802	205,588	205,375	205,161	204,948	204,734	204,336	203,938	203,541	203,143	202,745	202,116	
総排出量原単位	g/人日	656	649	648	646	645	644	642	641	640	639	638	637	636	
ごみ量原単位	g/人日	438	432	431	430	430	429	429	428	428	427	427	426	426	
家庭系ごみ (行政回収)	g/人日	345	339	338	337	336	336	335	334	333	333	332	331	330	
可燃ごみ	g/人日	293	288	287	286	285	284	283	283	282	281	281	280	279	
不燃ごみ	g/人日	47	47	47	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	
有害ごみ ・危険物	g/人日	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
粗大ごみ	g/人日	4.0	4.0	4.1	4.2	4.2	4.3	4.4	4.4	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6	
持込ごみ	g/人日	93	93	93	93	94	94	94	94	94	95	95	95	95	
可燃ごみ (事業系ごみ)	g/人日	91	91	91	91	91	91	92	92	92	92	92	92	93	
不燃ごみ	g/人日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
粗大ごみ	g/人日	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	
資源量原単位	g/人日	218	217	216	215	215	214	213	213	212	212	211	211	210	
行政回収	g/人日	183	183	183	183	184	184	184	184	184	184	184	185	185	
びん類	g/人日	23	23	22	22	22	22	22	22	21	21	21	21	21	
缶類	g/人日	6.9	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8	6.8	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	
ペットボトル	g/人日	10.3	10.4	10.6	10.7	10.8	10.9	11.0	11.0	11.1	11.2	11.3	11.4	11.5	
古紙・古布類	g/人日	88	88	88	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	
プラスチック 容器包装類	g/人日	36	36	37	37	37	38	38	38	38	39	39	39	39	
硬質プラスチック	g/人日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
金属類	g/人日	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	6.0	6.0	6.0	
非鉄類	g/人日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	
小型家電	g/人日	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	
廃食用油	g/人日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
せん定枝	g/人日	7.7	7.7	7.7	7.7	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9	7.9	
一次処理 ・生ごみ	g/人日	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
集団回収	g/人日	34	34	33	32	31	30	30	29	28	28	27	26	26	
紙類	g/人日	30	29	28	27	26	26	25	24	23	23	22	21	21	
布類	g/人日	4.7	4.7	4.7	4.8	4.8	4.8	4.8	4.9	4.9	4.9	5.0	5.0	5.0	

※端数調整により合計が合わない場合があります。

■指標

③ ごみ・資源原単位 ※1	g/人日	528	522	522	521	520	519	519	518	517	517	516	516	515
④ ごみ総排出量原単位 ※2	g/人日	656	649	648	646	645	644	642	641	640	639	638	637	636
⑤ 家庭ごみ原単位 ※3	g/人日	345	339	338	337	336	336	335	334	333	333	332	331	330
⑥ 家庭系ごみ原単位 ※4	g/人日	347	341	340	339	339	338	337	336	336	335	334	334	333

表4 ごみ処理量の推計結果(目標推計)(1/2)

項目		実績値											推計値		
区分/年度	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	
焼却処理施設	t/年	33,495	33,568	33,712	33,648	33,037	32,489	32,824	33,281	33,277	33,896	33,507	33,024	32,621	
処理量	t/年	30,389	30,666	30,893	30,915	30,222	29,689	29,718	30,097	30,094	30,230	30,344	29,859	29,445	
家庭系・可燃ごみ	t/年	24,151	23,913	23,691	23,554	23,327	22,964	22,723	22,779	23,269	24,183	23,394	22,937	22,551	
事業系・可燃ごみ	t/年	6,238	6,753	7,202	7,361	6,895	6,725	6,995	7,318	6,825	6,047	6,950	6,922	6,894	
選別残さ	t/年	3,106	2,902	2,819	2,733	2,815	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,163	3,165	3,176	
不燃・粗大ごみ 処理施設可燃残さ	t/年	3,106	2,902	2,819	2,733	2,815	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,163	3,165	3,176	
処理内訳	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資源化	t/年	4,510	4,570	4,383	4,459	4,264	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262	4,211	4,151	4,101	
エコセメント化	t/年	4,338	4,432	4,266	4,329	4,134	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122	4,074	4,016	3,967	
鉄分残さ	t/年	172	138	117	130	130	129	128	125	127	140	137	135	134	
不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	3,801	3,710	3,674	3,621	3,698	3,562	3,722	3,722	3,921	4,603	3,971	3,974	3,988	
処理量	t/年	3,749	3,655	3,621	3,575	3,650	3,518	3,684	3,697	3,897	4,586	3,955	3,958	3,972	
家庭系(行政回収) ・不燃ごみ	t/年	3,560	3,468	3,453	3,387	3,459	3,296	3,429	3,407	3,437	3,871	3,537	3,527	3,529	
家庭系(行政回収) ・粗大ごみ	t/年	153	153	139	132	132	141	141	153	310	543	277	285	292	
家庭系(持込) ・不燃ごみ	t/年	17	17	11	31	28	30	30	35	32	37	36	36	37	
家庭系(持込) ・粗大ごみ	t/年	19	17	18	25	31	51	84	102	118	135	105	110	114	
選別残さ	t/年	52	55	53	46	48	44	38	25	24	17	16	16	16	
リサイクルセンター 不燃残さ(夾雑物)	t/年	52	55	53	46	48	44	38	25	24	17	16	16	16	
可燃残さ	t/年	3,106	2,902	2,819	2,733	2,815	2,800	3,106	3,184	3,183	3,666	3,163	3,165	3,176	
資源化	t/年	527	648	683	644	657	666	666	668	707	805	694	695	697	
回収鉄類	t/年	139	250	284	266	261	253	257	253	280	355	306	306	307	
固形燃料化 /ガス化溶融	t/年	388	398	399	378	396	413	409	415	427	450	388	389	390	
リサイクルセンター	t/年	3,120	3,037	3,058	3,078	3,004	2,953	2,948	2,994	2,954	3,206	3,035	3,025	3,023	
びん類	t/年	1,925	1,860	1,874	1,928	1,873	1,802	1,765	1,733	1,702	1,852	1,759	1,743	1,731	
缶類	t/年	580	564	555	532	506	517	531	529	511	565	526	523	522	
ペットボトル	t/年	615	613	629	618	625	634	652	732	741	789	750	759	770	
不燃残さ(夾雑物)	t/年	52	55	53	46	48	44	38	25	24	17	16	16	16	
資源化	t/年	2,768	2,710	2,733	2,679	2,670	2,623	2,642	2,671	2,618	2,861	2,708	2,699	2,697	
ガラス類 (屑ガラス含む)	t/年	1,610	1,563	1,593	1,573	1,570	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555	1,472	1,467	1,466	
金属類	t/年	568	563	541	521	499	494	500	500	483	540	511	509	509	
ペットボトル	t/年	590	584	599	585	601	601	618	693	707	766	725	723	722	
保管施設	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61	56	56	57	
有害ごみ	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61	56	56	57	
処理内訳	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61	56	56	57	
資源化	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61	56	56	57	
有害ごみ	t/年	57	53	55	57	54	58	51	51	56	61	56	56	57	

■指標

⑦ 最終処分率 ※1	%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 焼却残さ量 ※2	t/年	4,338	4,432	4,266	4,329	4,134	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122	4,074	4,016	3,967
⑨ 最終処分する 不燃残さ量 ※3	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 最終処分率 : 埋立処分量が0tのため、0%

※2 焼却残さ量=エコセメント化量

※3 不燃残さ量 : 不燃残さは全て資源化しているため、0t

表4 ごみ処理量の推計結果(目標推計)(2/2)

項目		推計値													
区分/年度	単位	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	
焼却処理施設	t/年	32,078	31,611	31,523	31,505	31,353	31,272	31,189	31,154	30,989	30,892	30,795	30,765	30,579	
処理内訳	処理量	t/年	28,911	28,443	28,355	28,327	28,185	28,103	28,023	27,983	27,831	27,738	27,646	27,613	27,444
	家庭系・可燃ごみ	t/年	22,047	21,609	21,518	21,488	21,344	21,261	21,179	21,138	20,985	20,891	20,798	20,764	20,594
	事業系・可燃ごみ	t/年	6,864	6,834	6,837	6,839	6,841	6,842	6,844	6,845	6,846	6,847	6,848	6,849	6,850
	選別残さ	t/年	3,167	3,168	3,168	3,178	3,168	3,169	3,166	3,171	3,158	3,154	3,149	3,152	3,135
	不燃・粗大ごみ 処理施設可燃残さ	t/年	3,167	3,168	3,168	3,178	3,168	3,169	3,166	3,171	3,158	3,154	3,149	3,152	3,135
	埋立処分	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源化	t/年	4,033	3,974	3,962	3,960	3,942	3,931	3,921	3,916	3,895	3,883	3,871	3,867	3,843
	エコセメント化	t/年	3,901	3,844	3,833	3,831	3,813	3,803	3,793	3,788	3,768	3,756	3,745	3,741	3,718
	鉄分残さ	t/年	132	130	129	129	129	128	128	128	127	127	126	126	125
	不燃・粗大ごみ処理施設	t/年	3,977	3,978	3,978	3,990	3,978	3,979	3,975	3,982	3,965	3,960	3,954	3,958	3,937
処理内訳	処理量	t/年	3,961	3,962	3,962	3,974	3,962	3,963	3,959	3,966	3,950	3,945	3,939	3,943	3,922
	家庭系(行政回収) ・不燃ごみ	t/年	3,508	3,499	3,491	3,493	3,474	3,467	3,457	3,456	3,435	3,424	3,413	3,411	3,387
	家庭系(行政回収) ・粗大ごみ	t/年	297	303	308	313	318	322	325	330	332	335	338	341	342
	家庭系(持込) ・不燃ごみ	t/年	38	39	39	40	40	41	41	42	42	43	43	44	44
	家庭系(持込) ・粗大ごみ	t/年	118	121	124	128	130	133	136	138	141	143	145	147	149
	選別残さ	t/年	16	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15
	リサイクルセンター 不燃残さ(夾雑物)	t/年	16	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15	15	15
	可燃残さ	t/年	3,167	3,168	3,168	3,178	3,168	3,169	3,166	3,171	3,158	3,154	3,149	3,152	3,135
	資源化	t/年	696	696	696	698	696	696	695	696	694	692	692	692	689
	回収鉄類	t/年	307	307	307	308	307	307	306	307	306	305	305	305	304
固形燃料化 /ガス化溶融	t/年	389	389	389	390	389	389	389	389	388	387	387	387	385	
リサイクルセンター	t/年	3,005	2,995	2,985	2,982	2,963	2,953	2,941	2,937	2,916	2,905	2,893	2,888	2,867	
びん類	t/年	1,711	1,695	1,679	1,668	1,648	1,634	1,619	1,608	1,588	1,573	1,559	1,549	1,529	
缶類	t/年	518	516	514	513	509	507	504	503	500	498	495	494	491	
ペットボトル	t/年	776	784	792	801	806	812	818	826	828	834	839	845	847	
処理内訳	不燃残さ(夾雑物)	t/年	16	16	16	16	16	16	16	16	15	15	15	15	
	資源化	t/年	2,681	2,673	2,664	2,660	2,644	2,634	2,624	2,621	2,602	2,592	2,581	2,577	2,558
	ガラス類 (屑ガラス含む)	t/年	1,457	1,453	1,448	1,446	1,437	1,432	1,426	1,424	1,414	1,409	1,403	1,401	1,390
	金属類	t/年	506	504	503	502	499	497	495	495	491	489	487	486	483
	ペットボトル	t/年	718	716	713	712	708	705	703	702	697	694	691	690	685
保管施設	t/年	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55	
有害ごみ	t/年	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55	
処理内訳	資源化	t/年	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55
	有害ごみ	t/年	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	56	55

■指標

⑦ 最終処分率 ※1	%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 焼却残さ量 ※2	t/年	3,901	3,844	3,833	3,831	3,813	3,803	3,793	3,788	3,768	3,756	3,745	3,741	3,718
⑨ 最終処分する 不燃残さ量 ※3	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表5 資源化量の推計結果（目標推計）（1/2）

区分/年度	単位	実績値										推計値		
		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
資源化量	t/年	21,416	21,837	22,339	22,097	21,860	21,262	21,173	20,943	20,651	21,587	21,149	21,017	20,936
直接資源化	t/年	10,042	10,378	11,093	10,920	10,945	10,653	10,613	10,448	10,342	10,890	10,741	10,750	10,782
古紙・古布類	t/年	7,205	6,997	7,421	7,245	7,131	6,809	6,647	6,411	6,362	6,687	6,657	6,637	6,636
プラスチック容器包装類	t/年	2,346	2,345	2,396	2,384	2,360	2,419	2,437	2,500	2,602	2,777	2,641	2,666	2,696
硬質プラスチック	t/年	9	52	54	54	54	45	47	45	0	0	0	0	0
金属類	t/年	216	432	410	384	396	379	388	392	406	490	437	439	441
非鉄類	t/年	41	53	68	78	77	70	68	68	39	28	46	44	42
小型家電	t/年	-	198	341	367	351	352	345	349	251	224	310	310	309
廃食用油	t/年	49	51	51	50	51	52	50	51	51	51	52	51	51
せん定枝	t/年	176	250	350	350	500	500	600	600	600	600	566	570	574
一次処理・生ごみ	t/年	-	-	2	8	25	27	31	32	31	33	32	33	33
中間処理後資源化	t/年	7,805	7,928	7,799	7,782	7,591	7,393	7,444	7,429	7,430	7,928	7,613	7,545	7,495
焼却処理施設	t/年	4,510	4,570	4,383	4,459	4,264	4,104	4,136	4,090	4,105	4,262	4,211	4,151	4,101
エコセメント化	t/年	4,338	4,432	4,266	4,329	4,134	3,975	4,008	3,965	3,978	4,122	4,074	4,016	3,967
鉄分残さ	t/年	172	138	117	130	130	129	128	125	127	140	137	135	134
不燃・粗大ごみ処理	t/年	527	648	683	644	657	666	666	668	707	805	694	695	697
回収鉄類	t/年	139	250	284	266	261	253	257	253	280	355	306	306	307
固形燃料化/ガス化溶融	t/年	388	398	399	378	396	413	409	415	427	450	388	389	390
リサイクルセンター	t/年	2,768	2,710	2,733	2,679	2,670	2,623	2,642	2,671	2,618	2,861	2,708	2,699	2,697
ガラス類(屑ガラス含む)	t/年	1,610	1,563	1,593	1,573	1,570	1,528	1,524	1,478	1,428	1,555	1,472	1,467	1,466
金属類	t/年	568	563	541	521	499	494	500	500	483	540	511	509	509
ペットボトル	t/年	590	584	599	585	601	601	618	693	707	766	725	723	722
集団回収	t/年	3,569	3,531	3,447	3,395	3,324	3,216	3,116	3,066	2,879	2,769	2,795	2,722	2,659
紙類	t/年	3,569	3,531	3,145	3,096	3,015	2,912	2,798	2,732	2,547	2,424	2,453	2,377	2,310
布類	t/年			302	299	309	304	318	334	332	345	342	345	349

■指標

ごみ総排出量	t/年	50,926	51,320	52,167	51,940	51,199	50,087	50,130	50,353	50,222	51,742	50,926	50,370	49,938
資源化量 ※1	t/年	16,731	16,946	17,598	17,393	17,273	16,822	16,677	16,508	16,175	16,865	16,571	16,497	16,464
⑩ 資源化率	%	32.9	33.0	33.7	33.5	33.7	33.6	33.3	32.8	32.2	32.6	32.5	32.8	33.0
再生利用量 ※2	t/年	21,416	21,837	22,339	22,097	21,860	21,262	21,173	20,943	20,651	21,587	21,149	21,017	20,936
⑪ 再生利用率	%	42.1	42.6	42.8	42.5	42.7	42.5	42.2	41.6	41.1	41.7	41.5	41.7	41.9

※1 資源化量＝資源物排出量

※2 再生利用量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

表5 資源化量の推計結果（目標推計）（2/2）

区分/年度	単位	推計値												
		令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18
資源化量	t/年	20,759	20,638	20,554	20,527	20,400	20,325	20,249	20,218	20,084	20,003	19,925	19,900	19,751
直接資源化	t/年	10,765	10,775	10,776	10,808	10,783	10,786	10,789	10,816	10,784	10,781	10,778	10,806	10,760
古紙・古布類	t/年	6,604	6,589	6,574	6,575	6,544	6,531	6,520	6,521	6,489	6,475	6,462	6,467	6,430
プラスチック容器包装類	t/年	2,712	2,736	2,754	2,782	2,793	2,811	2,828	2,852	2,858	2,872	2,885	2,908	2,909
硬質プラスチック	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属類	t/年	441	442	442	443	443	443	442	443	442	441	441	442	439
非鉄類	t/年	41	39	37	35	34	33	31	30	28	27	26	25	24
小型家電	t/年	307	306	305	305	303	301	300	300	298	297	296	295	293
廃食用油	t/年	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	50	50	49
せん定枝	t/年	575	578	579	582	581	582	583	585	583	583	583	584	581
一次処理・生ごみ	t/年	34	34	34	35	34	34	34	34	35	35	35	35	35
中間処理後資源化	t/年	7,410	7,343	7,322	7,318	7,282	7,261	7,240	7,233	7,191	7,167	7,144	7,136	7,090
焼却処理施設	t/年	4,033	3,974	3,962	3,960	3,942	3,931	3,921	3,916	3,895	3,883	3,871	3,867	3,843
エコセメント化	t/年	3,901	3,844	3,833	3,831	3,813	3,803	3,793	3,788	3,768	3,756	3,745	3,741	3,718
鉄分残さ	t/年	132	130	129	129	129	128	128	128	127	127	126	126	125
不燃・粗大ごみ処理	t/年	696	696	696	698	696	696	695	696	694	692	692	692	689
回収鉄類	t/年	307	307	307	308	307	307	306	307	306	305	305	305	304
固形燃料化/ガス化溶融	t/年	389	389	389	390	389	389	389	389	388	387	387	387	385
リサイクルセンター	t/年	2,681	2,673	2,664	2,660	2,644	2,634	2,624	2,621	2,602	2,592	2,581	2,577	2,558
ガラス類(屑ガラス含む)	t/年	1,457	1,453	1,448	1,446	1,437	1,432	1,426	1,424	1,414	1,409	1,403	1,401	1,390
金属類	t/年	506	504	503	502	499	497	495	495	491	489	487	486	483
ペットボトル	t/年	718	716	713	712	708	705	703	702	697	694	691	690	685
集団回収	t/年	2,584	2,520	2,456	2,401	2,335	2,278	2,220	2,169	2,109	2,055	2,003	1,958	1,901
紙類	t/年	2,234	2,167	2,101	2,043	1,976	1,917	1,858	1,805	1,744	1,689	1,636	1,589	1,532
布類	t/年	350	353	355	358	359	361	362	364	365	366	367	369	369

■指標

ごみ総排出量	t/年	49,282	48,751	48,590	48,548	48,284	48,139	47,988	47,927	47,646	47,480	47,315	47,264	46,949
資源化量 ※1	t/年	16,354	16,290	16,217	16,191	16,081	16,017	15,950	15,922	15,809	15,741	15,674	15,652	15,528
⑩ 資源化率	%	33.2	33.4	33.4	33.4	33.3	33.3	33.2	33.2	33.2	33.2	33.1	33.1	33.1
再生利用量 ※2	t/年	20,759	20,638	20,554	20,527	20,400	20,325	20,249	20,218	20,084	20,003	19,925	19,900	19,751
⑪ 再生利用率	%	42.1	42.3	42.3	42.3	42.3	42.2	42.2	42.2	42.2	42.1	42.1	42.1	42.1

第4節 ごみ処理基本計画

1 ごみ処理の基本方針

貴重な資源を有効に活用し、環境負荷を軽減した循環型社会の構築を目指し、西東京市における豊かな暮らしを次世代に引き継ぎ、持続的な発展を遂げるためには、本計画に定める取り組みの周知徹底や拡充を図り、更なるごみの減量化・資源化を推進することが重要となります。

本計画における基本目標、及び目標の達成に向けた基本方針は次のとおりです。

<基本目標>

～ 協働で築く 環境にやさしい 持続可能な循環型社会の推進 ～

基本方針1：つくる責任、つかう責任（SDGs）の意識の醸成

持続可能な開発目標（SDGs）の目標12「つくる責任 つかう責任」の達成に向けて、行政による周知啓発や、市民や事業者自らの取り組みにより、自然と調和した暮らしや、ものを大切に作る姿勢を醸成します。

基本方針2：協働によるごみの発生抑制・資源化の推進

市民・事業者は発生抑制・資源化に向けた取り組みを積極的に行い、行政は市民・事業者の取り組みを促進するための施策を実施する等、三者の協働による取り組みを推進します。

基本方針3：環境負荷の少ない資源循環の推進

消費段階においてごみになるものを断るリフューズや、ごみの排出段階におけるリデュースやリユース、排出されたごみの処理段階における適正処理や資源化（リサイクル）の推進によって、最終処分等にかかる環境負荷を低減するとともに、西東京市やその周辺の豊かな自然を守ります。

基本方針4：安全・安定な適正処理・処分の実施

柳泉園組合における、清瀬市、東久留米市との共同処理により、適正処理・処分を推進します。また、安全かつ安定した処理を継続するため、柳泉園組合のごみ処理施設の適正な整備や維持管理について、検討を行います。

2 基本目標達成のための各主体の役割

基本目標を達成するため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという認識と責任を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルを意識し、地域における、ごみ減量、リサイクル活動に積極的に参加するとともに、耐久性のある製品や再生利用しやすい製品を購入する等、自ら実践していくことが大切です。

(2) 事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを認識し、発生・排出抑制、資源化によりごみの減量を図るとともに、適正処理を推進する必要があります。

また、製品の製造・流通に関わる者として、長持ちする製品の開発や容器包装の簡素化、修理体制の整備等、ごみの発生抑制やリユース・リサイクルに取り組む必要があります。

事業活動の中で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指していくことも求められています。

(3) 行政（本市）の役割

市は、自ら率先してごみの発生抑制や資源化を維持するとともに、市民や事業者に対して、環境に関する情報や学習機会の提供に努めます。

市民・事業者の自主的な活動を支えるとともに、地域・市民団体・事業者がごみの発生抑制や資源化に向けた最適な手法を共有するための土台作りを進めます。

ごみの発生抑制・資源化を推進するため、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、地域や時代の変遷に応じて新たな施策を立案・実施します。

また、ごみの適正な処理・処分を推進するために、近隣市との広域的な協力体制を強化するとともに、災害対策についての検討を進めます。



図 7 住民・事業者・行政の役割と協働

基本方針に基づく個別の計画、並びにその関連を図8に示します。また、「3 発生抑制・資源化計画」から「7 その他の計画」において、それぞれの計画内容を示します。

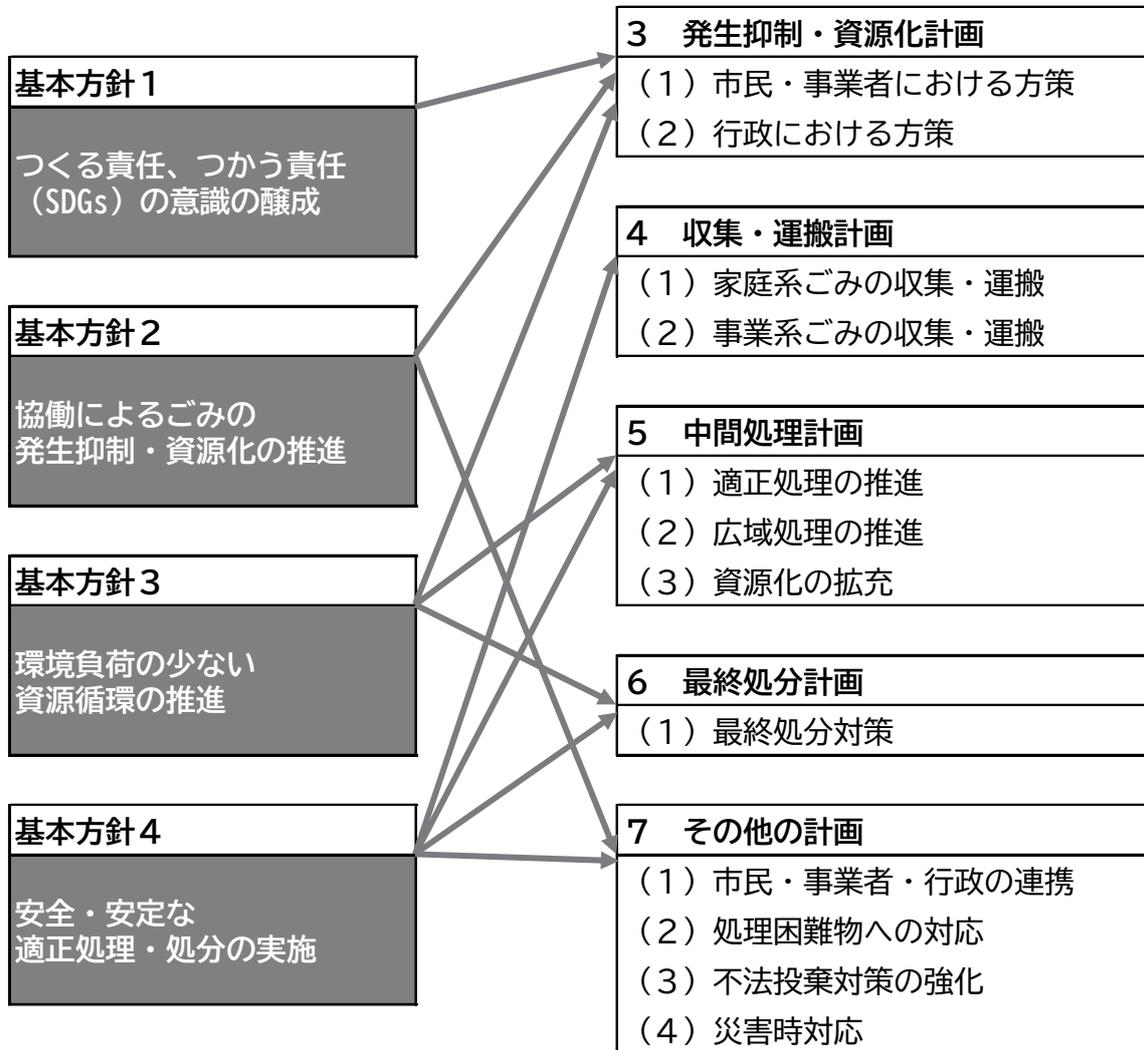


図8 基本方針と個別計画の関連

3 発生抑制・資源化計画

市民、事業者、行政が連携して行動することにより、4R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）、リフューズ（断る：ごみになるものを断ること））を推進します。

(1) 市民・事業者における方策

1) 資源物の分別収集の活用

可燃ごみや不燃ごみの中には、本来資源物として排出すべきものが混入していることがあります。可燃ごみ中の雑誌類や不燃ごみ中のプラスチック容器包装類等の分別を徹底し、資源物として適正に排出することにより、資源化を推進します。

また、市で作成・配布しているほか、個人でも作成可能なぎつがみばっぐ（雑紙収納袋）の活用により、古紙類を入れてそのまま排出できることによる分別や排出をしやすい環境を作り、ごみの減量と資源化の推進を図ります。

2) 生ごみの減量化・堆肥化

生ごみは可燃ごみの約30%を占めており、またその約80%が水分となっています。生ごみの水切り用具や、最初から生ごみを濡らさない分別バケツ、落ち葉を腐葉土にする腐葉土バッグ等を活用し、ごみの減量と堆肥資源化を推進します。

3) 食品ロス削減の推進

市民は、消費期限と賞味期限の違いを理解し、「買いすぎない・作りすぎない・食べ切る」を心掛けます。また、食べ切れない食品については、フードドライブ活動に積極的に参加します。外食時は、3010運動や持ち帰り容器の活用により、食べ切ることを意識します。

事業者は、消費期限と賞味期限の表示方法や、持ち帰り容器の提供、ばら売り等、市民の食品ロス削減に寄与する方策を検討します。また、フードドライブ活動に参加します。

4) プラスチックごみの発生抑制、資源循環の推進

市民は、買い物時にマイバッグ等を利用する等により、プラスチックごみの発生を抑制します。また、指定収集袋による分別収集を継続することで、プラスチック容器包装類の分別の徹底を図ります。

事業者は、製品やレジ袋について、石油プラスチックから、環境にやさしいバイオマスプラスチックへの転換を図ります。

5) 資源物の店頭回収の推進

市民は、スーパー等が実施している食品トレイ、ペットボトル、牛乳パック、飲料用缶等の資源物の店頭回収を活用します。

事業者は、店舗や事業所において資源物の独自の店頭回収を推進します。ま

た、空きスペースを市民、行政との協働による資源物の店頭回収等の活動拠点として活用します。

6) リユース活動の推進

物の購入によるごみの発生を抑制し、資源循環を促進するため、物を購入せず必要に応じて利用する、リユース食器や容器、リース、シェアリング、サブスクリプション等のサービスを活用します。

また、事業者が独自に実施する古着等の回収を活用します。

7) 使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進

市民は、再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用を抑制し、再生品の選択、使用に努めます。

事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品を販売し、自主回収、資源化ルートを構築します。また、アフターサービスの充実や低コスト化等、商品を長期にわたって利用できるサービスの提供を行います。

8) 発生源における排出抑制・資源化

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。また、「事業者向け廃棄物処理の手引き」を活用し、適切な排出を図ります。

9) 包装廃棄物の発生抑制

事業者は、過剰包装を自粛します。また、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により、包装廃棄物の発生を抑制します。

10) 多量排出事業者における減量化の徹底

事業者は、ごみの減量、資源化の推進を図るために、計画書を策定し、履行します。

(2) 行政における方策

1) 教育、啓発活動の充実

①学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために、小・中学校での環境学習を促進します。また、食品ロスについての教育を推進し、ごみの減量を図ります。

○学習用資料の作成、配布

○環境講座の開催

○電子紙芝居の作成、公表（DVDの学校への配付、市のホームページで公開等）

②学習機会の充実

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために、市民団体や NPO 法人等とも協力し、環境フェスティバル等のイベント活動を通じて、ごみ減量や資源化の手法等の周知をします。

また、ごみの減量・資源化等に関する出前講座等を開催します。

③情報の提供

市民・事業者にも率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、行政、市民団体、事業者等による、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報を広報誌、ホームページ、分別アプリ、説明会等を活用して提供します。

- ECO 羅針盤による定期的な啓発や、市掲示板及びチラシによる、ポイント（特に重要な事項等）を絞った情報提供
- 市報、市ホームページ、スマートフォン用アプリ等における情報の充実
- 市民、市民団体等の実践行動の紹介
- 不用品交換の情報収集・提供、及び不用品交換の場所の提供
- 生ごみの水切り方法等に関する情報収集、有効な取り組みの紹介
- 外国人向けの「ごみ・資源物の出し方」（英語・中国語・韓国語）等の提供

④地域における活動の活性化

地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。ごみの減量・資源化や環境問題に取り組んでいる市民、市民団体に対して支援や協力を行います。

また、地域コミュニティにおける人と人との結びつきを強め、単身者、外国人、転入者も含めた地域活動や排出ルールの遵守を促進します。

- 集団回収実施団体の意見交換会の定期的な開催、取り組みの改善
- 新規集合住宅や新興住宅地における、排出ルールや集団回収の周知徹底
- ボランティアに対するごみ袋の無料配布
- エコプラザ西東京登録団体や、西東京市市民協働センター「ゆめこらぼ」等、市民団体や NPO 法人等による環境活動の広報による普及啓発、連携支援

⑤エコプラザ西東京における事業の周知及び活用

エコプラザ西東京において実施している「りさいくる市」や各種講座、シルバー人材センターによる家具等の再生等の事業の周知・活用を図ります。また、市民及び市民団体等の環境学習、活動拠点としての利用を促進します。

市民主体の不用品交換システム等、市民のアイデアを活かした試行的な活動の場としての利用を図ります。

⑥「事業者向け廃棄物処理の手引き」の活用

事業系可燃ごみの発生抑制・減量・資源化を促進するために、「事業者向け廃棄物処理の手引き」を用いてごみの排出方法等の周知を行います。

また、小規模事業者が排出者責任を果たせるような方策を検討します。

2) 小型充電式電池・スプレー缶の分別の徹底

収集車両やごみ処理施設の火災の原因となる、小型充電式電池（ニッカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）やスプレー缶について、分別を徹底するよう周知を図ります。また、小型充電式電池については、リサイクル協力店や市での回収を拡大するとともに、回収場所についてホームページや広報等で周知します。

3) 小型家電の処理システムの検討

小型家電について、希少金属等の有価物を適切に資源化するため、またリサイクルに伴う財政負担を軽減するため、回収方法や回収対象品目等について見直しを検討します。

また、家電小売店による店頭回収や買い替え時回収、小型家電リサイクル法に基づく認定業者による回収の利用を推進します。

4) エコ・クッキングの啓発と生ごみの減量化

①エコ・クッキングの励行の啓発

料理の際に発生する調理くず等の発生を抑制するため、食材を無駄なく使うエコ・クッキングの方法について講習会等を開催し啓発に努めます。

○生涯学習、出前講座等での紹介

○エコ・クッキングナビゲーターの活用

②生ごみの減量化

生ごみを回収して堆肥化したものを、市民や公園管理等に還元する等、生ごみを減量化します。

また、市民が自ら生ごみの減量を図ることができる方策を周知・啓発し、支援を行います。

5) フードドライブ活動の推進

食品ロスの削減や地域貢献を促進するため、フードドライブ活動について、実施団体である西東京市社会福祉法人連絡会との協力を継続します。また、市主催のフードドライブ活動を実施するとともに、広報等での各種情報提供を行うことで、市民の参加を促進します。

6) プラスチックごみの発生抑制、資源循環の促進

レジ袋の有料化やマイバッグ運動の展開等により、プラスチックごみの発生抑制を図ります。

また、汚れて資源化が難しいプラスチック容器包装類や、軟質プラスチック等、プラスチックごみの分別について、柳泉園組合及び構成市と協議するとともに、プラスチック資源循環戦略に基づき、より効果的なプラスチック資源の回収や、リサイクルの拡大と高度化について検討します。

7) 資源物の店頭回収の促進

事業者と市が共同で店頭回収をPRする等、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

8) リユース活動の促進

①リユース関連サービスの利用・促進

スーパー、コンビニエンスストア、飲食店等の共同キャンペーン等の実施により、マイカップ、マイ箸、マイ容器の利用を促進します。

また、市民団体や民間事業者、小売店と連携、協力し、環境フェスティバルや市民まつり等のイベント時におけるリユース食器利用に係る調査研究や、日用品や食品購入時のリユース容器サービスの利用普及を推進します。

さらに、リースやシェアリング、サブスクリプション等の民間事業者のサービスについても、利用普及を推進します。

②市民間のリユース活動の促進

エコプラザ西東京で譲ります／譲ってくださいの情報を掲示する「リユース掲示板」や、玄関先で不用品の譲渡を行う「0円均一」活動の普及・促進を図ります。

また、「りさいくる市」や再生家具等の販売を推進する他、不用品譲渡を仲介する民間事業者との連携を検討します。

③リユースに関する取り組みの検討

マイボトル持参による割引や、市民や事業者がリユース取引を行う際の信頼性を確保するための認証制度の整備等、先進事例を基に、リユースを推進するための新たな取り組みを検討します。

9) エシカル消費の促進

市民や事業者のエシカル消費を促進するため、認証ラベル・マークの普及啓発や、市ホームページや広報での情報提供を行います。

10) グリーン購入の推進

市は率先して環境に配慮した物品やリユース品等を調達（グリーン購入）するとともに、環境に配慮した物品等に関する適切な情報提供を推進します。

11) 集合住宅管理者等への指導

集合住宅等の管理者、所有者に対し、集合住宅から発生する廃棄物の管理徹底を行います。また、集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度を活用し、管理者

による集積所の適正な管理体制を構築します。

- ごみ収集作業員からの報告等に基づく、ルール違反が著しい集合住宅への個別指導
- 集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度の活用

1 2) 家庭系ごみ処理有料化の分析

ごみ有料化実施後のごみ排出量、処理経費、市民意識等の変化を分析、検証します。

また、処理施設を市内に有していない本市として、各処理施設管理組合の構成市町への配慮や均衡を考慮しつつ、ごみ処理有料化の制度が効果的に活用されるよう、適切な運用方法を検討します。

1 3) インセンティブによる発生抑制・資源化

ごみの発生抑制や資源化の取り組みによる一定の成果に対して表彰したり、店頭回収を推進する事業者について市ホームページで情報を提供することにより支援する等、インセンティブ効果が期待できるシステムの構築について調査・研究します。

4 収集・運搬計画

市民、事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が迅速かつ衛生的に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

(1) 家庭系ごみの収集・運搬

1) 分別の徹底と適正な収集

市民に対して、「西東京市のごみの分け方・出し方」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。また、排出者の責任を明確にし、分別の徹底や資源化を促進するため、ごみ・資源の戸別収集方式を継続します。

2) 市民サービスの充実

高齢者や障害のある方等、ごみ出しや分別が困難な世帯を対象に、より適正な分別が図れるよう、ふれあい収集を継続します。

(2) 事業系ごみの収集・運搬

1) 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行います。
また、市は、小規模事業者が排出者責任を果たせるような方策を検討します。

2) 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分に準じて、一般廃棄物処理業許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。

5 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は資源化を優先し、資源化できないものは焼却処理を行い熱回収し、処理後に発生する残さ類は減量化・有効利用を推進します。

(1) 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行います。資源化が困難なごみについては焼却処理やガス化溶融により、発電したり余熱を回収して有効活用（サーマルリサイクル）する等、最大限資源の循環が可能な処理体制を推進します。

(2) 広域処理の推進

1) 広域処理の継続

経済的かつ効率的にごみ処理を行うため、清瀬市、東久留米市とともに、柳泉園組合における共同処理を継続します。

また、適正な処理を継続するため、柳泉園組合所管の柳泉園クリーンポート、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターにおける、適切な維持管理及び施設の更新について、組合及び構成市で検討を行います。

2) 熱エネルギーの有効利用

柳泉園組合において焼却処理に伴い発生する余熱を活用して発電を行い、場内での利用や電力会社へ売電するとともに、室内プール、浴場への熱供給等の事業を継続します。

(3) 資源化の拡充

1) 民間活用の推進

リサイクルに関して優れた技術やノウハウを有する民間事業者について、安全性、効率性、経済性、信頼性等を確認した上で積極的に採用し、市の資源化事業を活性化します。

2) 資源化の拡充

せん定枝等の資源化の取り組みを継続するとともに、より良い資源化方策についても検討します。

また、残さ類（焼却残さ等）の有効活用、及び資源物分別収集量の増加に加え、資源化施設の整備、民間活用、広域処理の可能性等を検討し、資源化の拡充を図ります。

6 最終処分計画

今後とも最終処分ゼロを推進します。

(1) 最終処分対策

1) 埋立量の削減

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源物の分別収集・資源化、不燃

ごみ、粗大ごみの破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量ゼロを継続し、二ツ塚最終処分場を延命化します。

2) 処理残さの資源化の推進

柳泉園組合で焼却処理後に発生する焼却残さは、引き続き東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設で資源化します。

なお、不燃残さに関しては、民間施設でガス化溶融して燃料ガスやスラグ、金属類等を回収する等、資源化を継続します。

7 その他の計画

(1) 市民・事業者・行政の連携

1) 廃棄物減量等推進審議会の運営、推進員の活動支援

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取り組みの方向性を定めるために、西東京市廃棄物減量等推進審議会を運営します。

また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取り組み、資源の分別排出の徹底等を推進するため、西東京市廃棄物減量等推進員に市のイベントや事業等へ協力していただき、本市のパートナーとして協働していただけるよう、活動を支援します。

2) 情報共有・情報交換体制の構築

本市の施策や活動等を効果的に周知し、また、市民や事業者の要望を的確に把握してよりよい活動に繋げていくため、本市と、市民団体や民間事業者等の情報共有・情報交換体制の構築について検討します。

3) 環境美化の推進

環境美化の推進及び市民の安全確保を図るために、路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン、統一美化キャンペーン（ごみゼロ運動）等の実施や、地域ボランティア等を中心とした環境美化活動、各種広報等による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組みます。

(2) 処理困難物への対応

1) 適正な処理・処分の指導強化

行政が収集しないタイヤ、バッテリー等は、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

2) 医療系廃棄物への対応強化

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関・薬局等による回収等の促進、及び医療機関・薬局と連携した適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

(3) 不法投棄対策の強化

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、広報等を通じてごみの不法投棄、散乱の防止を図ります。

(4) 災害時対策

1) 関係自治体・団体との連携強化

災害発生時に速やかに廃棄物を処理するため、西東京市地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生前から関係自治体（柳泉園組合、清瀬市、東久留米市、災害時相互応援協定締結先等）や関係団体（廃棄物処理業者等）、市民団体と、災害廃棄物の処理に係る協定の締結や調整・協議を行います。

2) ごみ処理

西東京市地域防災計画、及び災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に発生したごみは委託事業者とも協議の上、なるべく早く収集・運搬し、処理します。

また、柳泉園組合は速やかに施設の点検を行い、稼働できるよう措置を取ります。

3) し尿処理

西東京市地域防災計画、及び災害廃棄物処理計画に基づき、仮設トイレの設置、管理を行うとともに、処理施設被害状況に応じて、し尿の収集・処理体制を確保します。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の体系

1 生活排水処理フロー

本市の生活排水処理の体系を図 9 に示します。

本市の集合処理施設としては、公共下水道が整備されており、し尿と生活雑排水の処理を行っています。また個別処理としては単独処理浄化槽があり、単独処理浄化槽、及びし尿汲取便槽から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設で処理を行っています。

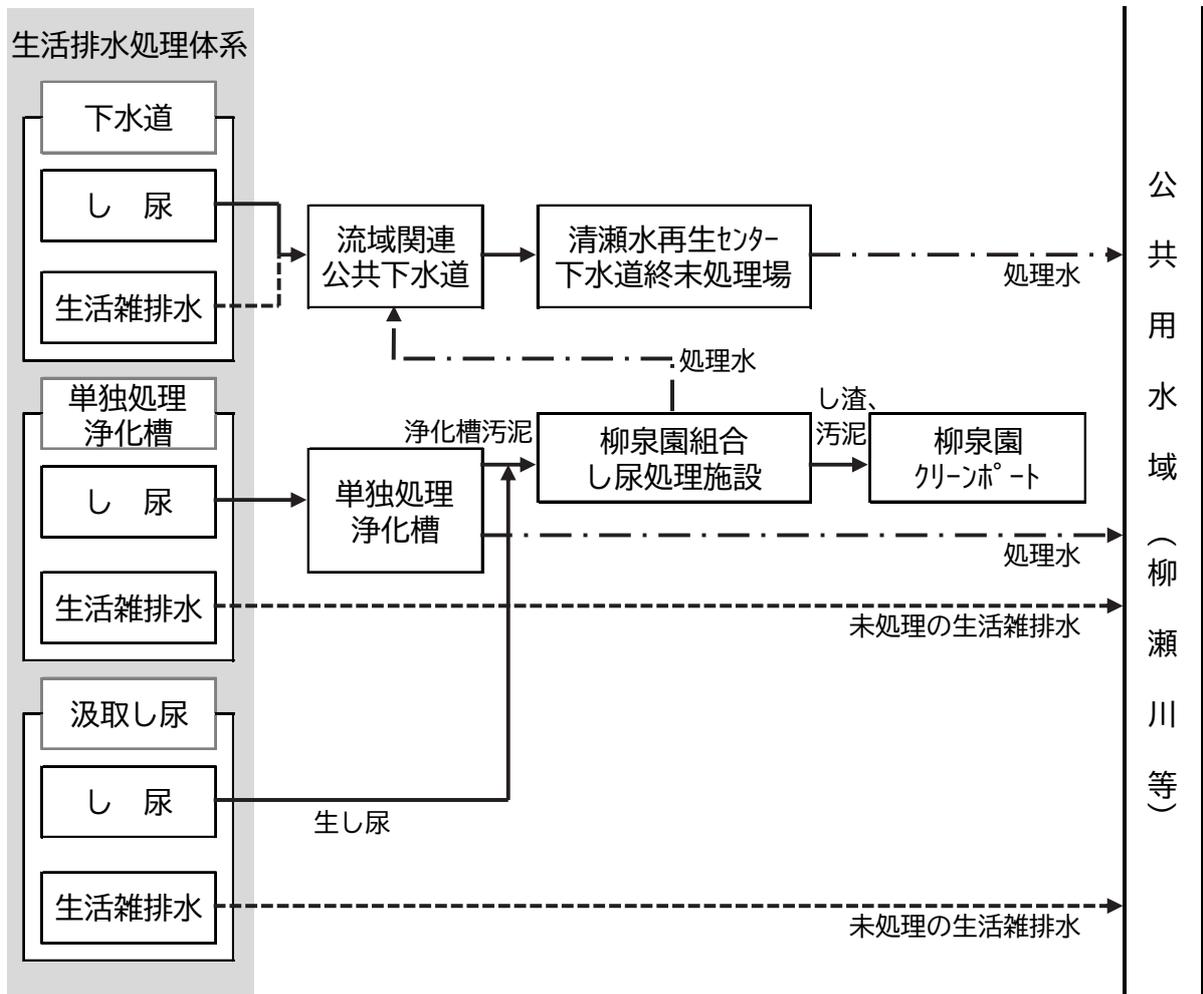


図 9 生活排水処理の体系

2 生活排水の現状

(1) 下水道普及率

公共下水道の普及率を表 6 に示します。

公共下水道の普及率は約 100% で推移しており、市域では、ほぼ全域に下水道が普及しています。

表 6 下水道普及率

区分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域人口 (A)	人	200,098	201,292	203,222	205,653	206,067
処理区域人口 (B)	人	200,097	201,291	203,221	205,652	206,066
水洗便所 設置済人口	人	194,474	195,857	197,856	200,367	200,914
普及率 (B/A)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※資料：事務報告書（下水道課）（3月31日現在）

(2) し尿及び浄化槽汚泥搬入量

し尿及び浄化槽汚泥搬入量の推移を表 7 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の柳泉園組合への搬入量は、概ね減少傾向となっています。

表 7 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の推移

項目 年度	搬入量				1日当たり搬入量 (年間日平均)	
	し尿 kL/年	浄化槽汚泥		合計 kL/年	搬入量 kL/日	搬入率 ※2 %
		搬入量 kL/年	混入率 ※1 %			
平成28年度	200	219	52.3	419	1.1	3.1
平成29年度	212	217	50.6	429	1.2	3.4
平成30年度	197	204	50.9	401	1.1	3.1
令和元年度	179	212	54.2	391	1.1	3.1
令和2年度	166	215	56.4	381	1.0	2.9

※1 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※2 柳泉園組合し尿処理施設の施設規模（35 kL/日）に対する比率を示します。

※資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果

(3) 収集・運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯を対象にしています。

し尿は委託業者が月に1回、浄化槽汚泥は許可業者が随時収集しています。収集したし尿及び浄化槽汚泥は、柳泉園組合し尿処理施設に搬入し、処理を行います。

(4) 処理方法

柳泉園組合し尿処理施設の処理フローを図10に示します。

柳泉園組合し尿処理施設に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、施設内で適正処理された後、下水道に希釈放流しています。なお、前処理工程から発生するし渣、及び汚水処理工程から発生する脱水汚泥は、柳泉園クリーンポートで焼却処理された後、エコセメントの原料として再利用されています。

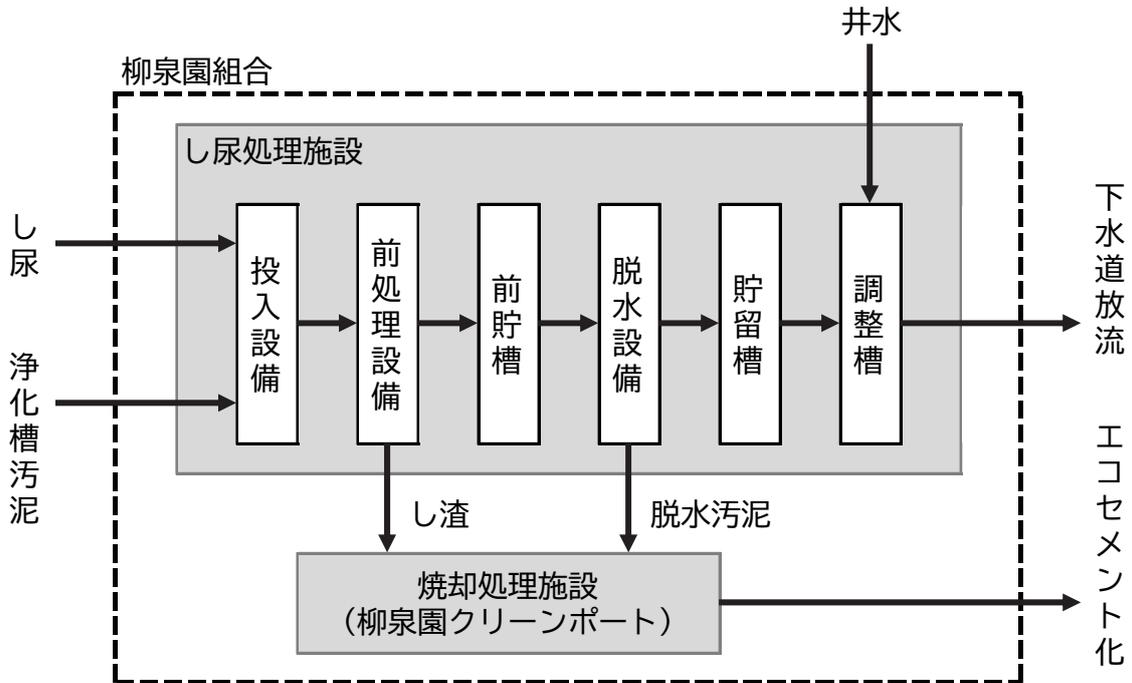


図10 生活排水の処理フロー

第2節 生活排水処理量の推計

し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果を表 8 に示します。

表 8 し尿及び浄化槽汚泥量の推計結果

年度	項目	搬入量			合計 kL/年	1日当たり搬入量 (年間日平均)	
		し尿 kL/年	浄化槽汚泥			搬入量 kL/日	搬入率 ※2 %
			搬入量 kL/年	混入率 ※1 %			
実績	平成28年度	200	219	52.3	419	1.1	3.1
	平成29年度	212	217	50.6	429	1.2	3.4
	平成30年度	197	204	50.9	401	1.1	3.1
	令和元年度	179	212	54.2	391	1.1	3.1
	令和2年度	166	215	56.4	381	1.0	2.9
予測	令和3年度	179.6	226.1	55.7	406	1.1	3.1
	令和4年度	179.6	216.3	54.6	396	1.1	3.1
	令和5年度	180.1	207.1	53.5	387	1.1	3.1
	令和6年度	175.5	196.9	52.9	372	1.0	2.9
	令和7年度	171.5	187.3	52.2	359	1.0	2.9
	令和8年度	162.4	177.7	52.2	340	0.9	2.6
	令和9年度	154.7	168.7	52.2	323	0.9	2.6
	令和10年度	145.1	158.7	52.2	304	0.8	2.3
	令和11年度	136.0	149.2	52.3	285	0.8	2.3
	令和12年度	127.9	139.7	52.2	268	0.7	2.0
	令和13年度	128.2	139.8	52.2	268	0.7	2.0
	令和14年度	126.8	139.2	52.3	266	0.7	2.0
	令和15年度	126.8	138.9	52.3	266	0.7	2.0
令和16年度	126.8	138.6	52.2	265	0.7	2.0	
令和17年度	127.2	138.7	52.2	266	0.7	2.0	
令和18年度	125.8	138.0	52.3	264	0.7	2.0	

※1 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※2 柳泉園組合し尿処理施設の施設規模(35 kL/日)に対する比率を示します。

※3 端数調整により合計が合わない場合があります。

第3節 生活排水の適正処理計画

1 基本方針

本市では、ほぼ全域に公共下水道が普及しており、生活排水処理はほとんどが公共下水道によりますが、汲み取りを行っている世帯や浄化槽を使用している世帯も一部あります。

したがって、公共下水道への接続を促進するとともに、し尿処理事業が今後確実に規模縮小していくことを前提に、適正かつ合理的なし尿処理事業を推進することを基本方針とします。

2 目標年次

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を目標年度とする15年間とします。なお、計画は概ね5年ごとに見直しを行います。

3 計画目標

完全水洗化を推進し、衛生的かつ合理的な処理事業を展開します。

4 収集・運搬計画

し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者による収集・運搬を継続します。収集件数は今後も減少すると想定されることから、適正かつ効率的な収集システムの構築を検討します。

5 中間処理計画

下水道の普及による汲み取り便槽や単独処理浄化槽の利用者の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の排出量は減少すると想定されます。

経済的かつ効率的にし尿及び浄化槽汚泥の中間処理を行うため、清瀬市、東久留米市とともに、柳泉園組合における共同処理を継続します。

また、適正な処理を継続するため、柳泉園組合し尿処理施設における適正な維持管理について、組合及び構成市で適宜検討を行います。

西東京市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

発行年月：令和4年3月

発行：西東京市

企画編集：西東京市 みどり環境部 ごみ減量推進課

東京都西東京市泉町三丁目12番35号

電話：042-438-4043